

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途			
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
		VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：—	評価		評価	
		2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。							
		3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。							

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項 4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 （１）業務運営の透明性の確保 （２）情報セキュリティの確保 （３）個人情報の保護 6 人事に関する計画 （１）方針 （２）人材育成 （３）人件費管理の適正化 （４）ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい 形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	＜主要な業務実績＞ 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等により、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 ・業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスク一覧表を整備してリスク管理を実施するとともに、真に経営層による対応が求められるリスクを明確化するため、リスク一覧表の各項目をプロットし視覚化を図るリスクマップを整備した。	＜評定と根拠＞VII-4、5-（１）（２）（３）、6-（１）（２）（３）（４） 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通しての実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制機能の有効性を確保した。	評定		評定	

			・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上及び普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・コンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講する方針に基づき、受講履歴を管理し実施した。令和5年度から上記研修に加え、当該研修の受講対象者でない職員を対象に、毎年、定期的にコンプライアンス意識の啓発を図られるようコンプライアンス意識啓発研修を開始した。 ・コンプライアンス講演会について、リスク管理や問題発生時の対応等に知見を有する弁護士を講師に招き開催した。 ・イントラネットを活用した研修を実施した。 ・公益通報者保護法の改正を踏まえ、内部通報制度を見直し、新たな規程を制定した。	コンプライアンス研修等を実施することにより、コンプライアンスに係る役職員の意識向上及び周知徹底等を図った。		
2. 業務運営の透明性の確保等 業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向	5 業務運営の透明性の確保等 （1）業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。		財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にて機構ホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。 機構ホームページについては、中期目標期間に以下の施策を実施した。 ・コンテンツの適切な管理・更新により、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を持続することに加え、ソーシャルメディアによる情報発信の信頼性を高めるため、「公式アカウント一覧」を公開した。（令和元年度） ・ホームページコンテンツの適切な	財務情報や業務の実施状況について、事業報告書等にてホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供し、利用者が最新の情報を利用しやすい形で提供したことにより、透明性の向上に寄与した。 加えて、ソーシャルメディアを活用し、業務の実施状況等について広く周知を図った。		

	上を図ること。 さらに、機構が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な対応を行うこと。		管理・更新に加え、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を持続した。特に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、機構の対策状況や新しい生活様式実現のための情報等を発信した。 ・トップページ冒頭の企業紹介動画の掲載や画像でニュース等を可視化するなど、機構の事業や方針を分かりやすい形で情報提供できるように改修した。（令和 2 年度） ・機構ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う機構の対策状況の公表、新しい生活様式実現のためのサービス等の提案及びトップページの冒頭部の改修など国民がタイムリーかつ利用しやすい形での情報提供に努めた。（令和 3 年度） ・トップページ上部に能登半島地震に関するリンクバナーを掲示し、機構の対応状況等を適切に情報発信した。（令和 5 年度）			
	（２）情報セキュリティの確保 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。 また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。 さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。		「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、順次情報セキュリティ対策を講じた。 また、毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施し、外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を行った。 加えて、毎年度不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和 3 年度及び令和 5 年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。 さらに、毎年度階層別研修等、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上	「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、順次情報セキュリティ対策を講じるとともに、毎年度ネットワークやウェブアプリケーションの脆弱性検査を実施することで外部からの不正侵入等に関するリスクの確認を行った。 加えて、毎年度不正アクセス等の情報セキュリティインシデント発生時における対処や連絡体制に関する手順書を更新し、令和 3 年度及び令和 5 年度においては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改正を行った。 そして、毎年度階層別研修等、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を		

				を図った。		
		（３）個人情報の保護 個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。		個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した研修に加え、職員が３年に１度は受講する方針に基づく研修を実施した。		
		６ 人事に関する計画 （１）方針 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。 （２）人材育成 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、人材の確保・育成に関する方針に基づき、高度な専門性を有する人材の育成及び国、地方公共団体、他の独立行政	＜評価の視点＞ ・業務的的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。	人員数については、宅地業務の収束、東日本大震災の復興支援の状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置することで、中期目標期間当初（令和元年度）の人員数 3,202 人に対し、当該期間最終年度（令和５年度）当初で 3,196 人となった。 機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力等機構の業務に求められる能力・専門性を目的とした研修等を実施した。研修実施に当たっては、オンライン形式や録画配信形式等を交えて実施した。 ＜研修実施件数（延べ参加人数）＞ 中期目標期間平均 200 件（9,650 人） また、管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的とした部下職員マネジメント研修及びテレワーク時におけるマネジメント研修を実施した。 さらに、職員の自己啓発への意識を		

	まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。 多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。	法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。		高めるため、以下の施策を実施した。 ・外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座を受講可能とする制度を創出 ・平成 30 年度に試行実施した e ラーニングの本格導入 ・管理職層向けの自己啓発メニュー等の導入及び一部メニューの若手職員への適用範囲を段階的に拡大 ・D X 推進に寄与するデジタルリテラシー向上のため、関連資格取得の奨励・支援を実施 技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう努めた。さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国や地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。			
	（３）人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。			特別手当について、職員の意欲を向上させるとともに優秀な人材の確保と定着を図るため、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる制度を令和元年度に創設・活用するとともに、上位評価者の加算月数及び配分割合を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を図った。	人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組み及び個人の勤務成績の反映強化を適切に活用することにより、職員の意欲向上とともに優秀な人材の確保と定着に寄与した。		
	（４）ダイバーシティの推進 多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の			女性の活躍推進については、平成 31 年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女	女性の活躍推進については、「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」における女		

		積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。		動計画」(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における目標(女性の管理職等の人数(平成 30 年度末 39 人)を期間内に倍増させる)に対し、登用を推進し目標を達成するとともに、女性の採用拡大に努めた。 ＜女性管理職等の人数＞ 令和 5 年度末時点 78 人 ＜新規採用職員に占める女性職員の割合＞ 中期目標期間平均 43.5% また、働き方改革の一環として働く時間と場所の柔軟化の促進するため、以下の施策を実施した。 ・部分休業制度の拡充(小 1 まで) ・テレワーク勤務(在宅勤務等)の本格実施、要件の緩和、手続きのシステム化 ・民間サテライトオフィスの活用 ・全職員にモバイルパソコンを配布 ・全職員にスマートフォンを配布 ・円滑なコミュニケーションに資するツールの導入 ・制度とツールの理解・促進に向けた啓蒙、研修の実施 障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を行った。	性管理職等の人数目標に対し、登用を推進し目標(78 人)を達成するとともに、新規採用職員に占める女性職員の割合の目標(40%)を達成した。 また、働く時間と場所の柔軟化については、左記の措置を講じることによりワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するとともに、コロナ禍における職員の感染予防と業務継続との両立に寄与した。 障がい者雇用についても、積極的な採用と定着を図った結果、中期目標期間を通して法定雇用率を達成している。(2.93%(令和 5 年 6 月 1 日時点)) 以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B 評価とする。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項 7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 （１）地球温暖化対策の推進 （２）建設副産物のリサイクルの推進 （３）環境物品等の調達 （４）都市の自然環境の保全・創出 （５）良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 （１）研究開発の実施 （２）成果の社会還元		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	＜主な定量的な指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点 を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。 ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。 ・集合住宅ストックの維持・更新・再	＜主要な業務実績＞ 市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」（令和元年８月策定）に基づき、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	＜評定と根拠＞VII-7、8-（１）（２）（３）（４）（５）、9-（１）（２） 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。	評定		評定	
	5. 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。	8 環境及び都市景観への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。							

	（１） 地球温暖化対策の推進 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-eco Plan 2019）に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。	生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。	オフィスにおける省エネ意識の向上や毎年度の進捗管理を行い、地球温暖化対策の施策を着実に推進することで、二酸化炭素排出量について平成25年度を基準として、令和5年度時点において38,500トン削減した。 なお、顕著となった世界的な脱炭素化への動き、日本政府による2050年カーボンニュートラル宣言や「地球温暖化対策計画」の改訂・建築物省エネ法の改正等、国際的な潮流の変化や社会の動きを踏まえ、新たに講じることとした施策や環境配慮推進体制の見直し等を反映するため、UR-eco Plan 2019の一部見直しを令和4年度に実施した。 また、令和5年度には、「UR-eco Plan 2019」を見直し、2030年度におけるCO2排出削減目標を引き上げるとともに、政府実行計画に準じたCO2排出削減対策や各分野における具体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024」を公開した。	各種施策により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として、令和5年度時点において38,500トン削減し、「UR-eco Plan 2019」における削減目標を達成する等、地球温暖化対策を着実に推進した。 また、令和5年度には、具体的な行動計画を伴った次期5か年計画として「UR-eco Plan 2024」を公開し、高い水準の社会的要請に応える企業姿勢を示した。		
	（２） 建設副産物のリサイクルの推進 循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画2014」(平成26年9月1日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建設リサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。 さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。		機構事業の建設工事において、建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の施策として、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載し、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成の上、建物内装材の分別解体等を実施した。その結果、中期目標期間における建設副産物の再資源化・縮減率等は、国の「建設リサイクル推進計画」に準拠して設定した目標値について令和元年度を除き達成した。なお、令和元年度の建設混合廃棄物の排出率が未達成であったが、再資源化・縮減率は目標を達成している。	建設副産物のリサイクルは設定した目標に対し、着実に推進した。		

		（３）環境物品等の調達 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 13 年 2 月 2 日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100％とする。 また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。		中期目標期間における環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外では、令和元年度と令和 3 年度は機能・性能上の理由から調達できなかった品目を除き 100％、令和 2 年度と令和 4 年度は 100％調達した。 また、公共工事では令和元年度から令和 4 年度までは 15 品目、令和 5 年度は 22 品目を目標設定しており、いずれも 100％調達した。	環境物品等の調達についても、令和 5 年度時点において公共工事において数値目標を設定した 22 品目全てについて 100％を達成した。		
		（４）都市の自然環境の保全・創出 環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。		都市の自然環境の保全等について、中期目標期間において、令和 5 年度末までに、既存樹木の保存・利活用（西大和団地（埼玉県和光市）他 18 地区で実施）や地下水涵養を図る透水性舗装・浸透トレンチ等（西大和団地（埼玉県和光市）他 34 地区で実施）などを着実に実施した。 また、各種取組の結果、「グリーンインフラ大賞（国土交通省等主催）」や「都市公園等コンクール（（一社）日本公園緑地協会主催）」の受賞、「自然共生サイト（環境省）」や「SEGES（（公財）都市緑化機構）」の環境認証取得など、対外的な評価を得た。	各種施策を通じて、グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出を着実に推進した。 なお、各年度における主な受賞実績は下記のとおり。 ・令和元年度第 39 回緑の都市賞「江古田の杜プロジェクト」（東京都中野区）国土交通大臣賞（緑の事業活動部門） ・令和 2 年度第 1 回グリーンインフラ大賞：「シャレール荻窪」（東京都杉並区）優秀賞（生態系保全部門） ・令和 3 年度第 2 回グリーンインフラ大賞：「コンフォール松原」（埼玉県草加市）国土交通大臣賞（生活空間部門）／「としまみどりの防災公園」（東京都豊島区）優秀賞（防災・減災部門および都市空間部門） ・令和 4 年度第 38 回都市公園等コ		

				ンクール「安満遺跡公園」（大阪府高槻市）国土交通大臣賞 さらに、優れた生物多様性等の価値を有する緑地であることが評価され、「自然共生サイト（環境省）」や「SEGES（（公財）都市緑化機構）」の認定も取得。 ・令和３年度 SEGES：「常盤平団地」（千葉県松戸市）そだてる緑 ・令和５年度自然共生サイト（環境省）認定：「多摩平の森 団地内緑地（東京都日野市）」		
		（５）良好な都市景観の形成 にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。	良好な都市景観の形成に資する実績として、令和５年度末までに、21 地区（豊四季台団地（千葉県柏市）他 20 地区）において良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示す等の施策を行った。 また、事業地区において、従前の地域特性を継承しながら新たな景観を創出した点等が評価され、令和５年度末までに各種学会賞や行政による表彰等で計 75 件の賞を受賞した。	各種施策を通じて、良好な都市景観の形成を着実に推進した。 また、事業地区において、様々な団体等から計 75 件の賞を受賞し、対外的な評価も獲得した。		
	６．国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。	９ 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。				
		（１）研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的	研究開発の実施については、中期計画に沿って、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応や地域活性化、環境負荷低減等に係る研	研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を実施した。		

	を行う。 なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。		究開発を令和5年度までに延べ 218 件実施した。 このうち、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術に関する研究開発は令和5年度までに延べ 62 件である。 また、I o TやA I等を活用して様々な生活関連サービスを提供するという発想の下、東洋大学情報連携学部と「Open Smart UR」の共同研究を行っている。 令和4年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟において生活可能なモデル住戸を4戸整備し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開をしたところ、70 社（延べ 338 人）が来場した。また、当該モデル住戸を活用し、実際に生活を行いデータ取得する「生活モニタリング」を1 回実施した。 令和5年度は、当該モデル住戸を活用し、生活モニタリングを4回実施し、データ取得・分析を行った。 なお、令和元年に発足した「Open Smart UR 研究会」には、機構と東洋大学情報連携学部だけでなく、民間企業 70 社が入会している。令和5年度は当該研究会を2 回開催して進捗報告を行ったところ、31 社（58 人）が出席した。 さらに、スマート技術活用に資する施策として、令和3年度に、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二（神奈川県横浜市金沢区）において、自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施した。居住者7 名に参加頂き、ロボットの受容性を	「Open Smart UR」において、令和4年度は、旧赤羽台団地（東京都北区）の保存住棟に整備した生活可能なモデル住戸を活用し、プレス・一般企業・行政等を対象に公開し、関心を集めた。 令和5年度は、当該住戸を活用した生活モニタリングを通じて収集したデータの解析を踏まえ、居住者の状況推測の可能性等について検討を進めた。 さらに、スマート技術活用に資する施策として、令和3年度に、金沢シーサイドタウン並木一丁目第二（神奈川県横浜市金沢区）において、自動運転・遠隔操作ロボットの配送実証実験を実施し、各種メディアに取り上げられた。		
--	---	--	--	---	--	--

			確認した。また、メディア8社の取材を受け、テレビ番組や新聞に取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策を広くPRした。 令和4年度には、団地の屋外環境におけるピンポイント情報をLINEアプリで配信する実証実験を実施した。居住者76名に参加いただき、団地ピンポイントの情報を、LINE・Webアプリにより提供することについて、満足度やニーズが高く、団地における各種情報が個人のスマートフォンに発信されることを、お住まいの方が希望していることを確認した。また、Webニュースに16件取り上げられるなど、機構のスマート技術活用の施策を広くPRした。 さらに、住生活基本計画に定める「新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進」の実現に資するものとして、集合住宅へのBIM導入による生産性向上に向けた研究で得られた知見の成果を踏まえ、令和5年5月に集合住宅用途では初となる設計BIMガイドライン及びBIMデータ類を公開した。	令和4年度は、団地の屋外情報をLINEアプリで配信する実証実験を実施し、居住者76名が参加し、Webニュースにも取り上げられた。また、居住者の方へのアンケート調査では約9割の方が満足との結果を得られた。 さらに、BIMガイドライン及びBIMデータ類の公開により、新技術を活用した住宅の生産・管理プロセスのDXの推進に寄与した。多数の企業や団体からも関心を集め、積極的に普及活動を展開した。 研究成果については、シンポジウムやイベント、学会発表等を通じて、広く社会に対して発信するよう努めた。 また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。各種メディ		
	（2）成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。		蓄積した研究成果については、「URひと・まち・くらしシンポジウム」の開催や「住生活月間中央イベント」への出展等を通して広く社会へ発表するとともに、日本建築学会大会において「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項に関する論文の発表により、建築に関する学術・技術・芸術分野の関係者等へ情報発信を行った。 また、令和5年9月に東京都北区赤羽台に「URまちとくらしのミュージアム」を開館した。NHK等テレ			

				ビ放映 4 件、日経・読売・朝日等新聞掲載 20 件、他新建築、月刊東京人、WEB 掲載等、多くのメディアに取り上げられ、令和 6 年 3 月末までに 7,893 人の来場者を迎え、反響を得ている。	アに取り上げられ、多くの来場者を迎えることができ、反響を得ている。 以上により、中期目標期間における所期の目標を達成していることから、B 評価とする。		
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
無し。